

藤井寺市協働のまちづくり基本指針 (改定案) ②

令和3年 月

目 次

藤井寺市協働のまちづくり基本指針の改定にあたって	P.1
本指針の位置づけ	P.2
SDGs と協働の関係性	P.2
この指針の中心となる用語の定義	P.3
協働のまちづくりが求められる理由	P.3
協働で変わるまちの姿	P.4
協働の基本原則（ルール）	P.5
協働のまちづくりの推進に向けて	P.6
（1）協働を進めるために期待される役割	
（2）市の役割と主要な取り組み	
【用語集】	P.8

藤井寺市協働のまちづくり基本指針の改定にあたって

近年、人口減少・少子化・高齢化の進行や、環境問題・自然災害の多発など、社会を取り巻く状況が急激に変化する中で、人々の生活様式や価値観の変化とともに地域の課題や一人ひとりが抱える問題はますます多様化し、複雑さを増しています。同時に、誰もが求める豊かで幸せな暮らしに対する考え方も多様化し、よりきめ細やかな公共サービスの必要性が高まっています。

こうした課題をいち早く解決し、市民一人ひとりが満足できるまちを創造し、より多くの人々に選ばれる藤井寺市となるためには、行政とともに市民・事業者・団体等の多様な主体が一体となり、まちづくりを進めていくことが最も重要であり、効果的です。

そのような中、藤井寺市では平成26年3月に「藤井寺市協働のまちづくり基本指針」を策定し、これまで市民協働を推進してきましたが、社会情勢がより複雑に変化する中で、将来の世代が今後も住み続けたいと思える持続可能なまち・藤井寺市とするために、なお一層このまちに関わる多様な主体が互いの自主性を尊重し、対等な立場で連携しながら、地域課題や社会的課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

そこで、学識経験者、市民活動団体関係者、事業者、市民公募委員により構成される藤井寺市市民協働推進委員会において、「協働のまちづくり」を担う市民や行政、事業者、団体などの多様な主体が、未来においてどのような姿であってほしいか、そのために何を必要とするのかなどの議論を重ねてきました。

そして、令和元年7月に「藤井寺市協働のまちづくり基本指針」を社会情勢の変化を踏まえて見直すべきとの意見が委員会から示され、より協働のまちづくりが推進されるべく、協働の担い手であるそれぞれの主体に期待される役割や、協働する際の考え方、ルールなどの基本的事項を整理し、指針を改定することとしました。本指針が、それぞれの立場で協働について考え、一歩を踏み出すきっかけになれば幸いです。

本指針の位置づけ

この指針は、藤井寺市が目指す未来のまちの姿の実現に向けて、市民や行政、地区自治会、市民活動団体、事業者、学校園、その他公益的な活動を行う団体など多様な主体（以下「多様な主体」という。）による協働のまちづくりを推進するための基本方針として位置づけます。

また、本市のまちづくりの最上位計画である藤井寺市総合計画との整合性を図るとともに、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。

SDGsと協働の関係性

SDGs (Sustainable Development Goals) 「持続可能な開発目標」とは、2015年に国連総会で採択された、「誰一人取り残さない」ことを理念に2030年までに持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であり、17の目標と169のターゲットから構成され、藤井寺市においても令和2年9月に「藤井寺市SDGs取組方針」を策定し、SDGsを推進しています。

その中の「住み続けられるまちづくり・パートナーシップで目標を達成する」という目標は、まさに多様な主体同士が連携して地域課題、社会的課題を解決し、住みよいまちづくりをめざす「協働」の理念と一致するものです。



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

この指針の中心となる用語の定義

(1) 協働とは

本指針の中で「協働」とは、よりよいまちづくりや地域課題、社会的課題の解決について、多様な主体が互いに対する理解と尊重のもと目的を共有し、対等な立場でそれぞれの特性に応じて持てる力を出し合い、連携・協力することをいいます。

(2) まちづくりとは

「まちづくり」は、都市施設（道路・公園等）の整備、市街地開発といった意味で使われる場合もありますが、本指針ではそうしたハード面に限定せず、まちの活力や魅力を高め、誰もが暮らしやすい元気なまちをつくるための活動や取り組みのことをいいます。

(3) 協働のまちづくりとは

「協働のまちづくり」とは、このまちに関わる多様な主体が、互いに目的・目標・思いを共有しながら、互いを認め・尊重し合い、対等な立場で、一人ひとりの市民が幸せを感じながら住み続けることができる持続可能な藤井寺市を実現するために力を合わせて取り組み活動することをいいます。

協働のまちづくりが求められる理由

藤井寺市は、これまでも地区自治会など地域の住民同士の支え合いのもと、「地域の課題は地域の住民が知恵を出しながら解決する」といった、「協働のまちづくり」の精神が自然と培われてきました。

また、これら地区自治会等による地域コミュニティ活動に加え、近年はNPOや市民活動団体が、さまざまな地域課題や社会的課題の解決をめざし、単独で、ときには行政や他の団体と連携して取り組む活動も盛んになっています。

このような市民や団体による自発的な「協働のまちづくり」の取り組みは、人と人のつながりや地域の連帯感を強め、まちへの愛着を育み、さらに活動の輪が広がるといった好循環を生み出すことが期待されます。そして、その好循環が別のさまざまな課題の解決へとつながり、誰もが住みたいまち・住みたいと思えるまちの実現へとつながっていきます。

未来の藤井寺市が暮らしやすく豊かなまちであるために、行政や市民など、このまちに関わる多様な主体が「協働」し、それぞれの力を大いに発揮し、大きなエネルギーを生み出しながら新しい時代にあった循環を作り出していくことが必要なのです。

協働で変わるまちの姿

協働のまちづくりを推進することで実現する6つのまちの未来の姿を描きます。

① 持続可能な暮らしを支える安心なまち

生産年齢人口の減少や少子化・高齢化、脱炭素社会をはじめとする環境問題など、社会情勢の変化により複雑化する問題について、まちづくりに関わるあらゆる多様な主体が目的を共有し、力を合わせて課題を解決することで、子どもを産み育てやすく、いつまでも住みやすい安心して暮らし続けることができるまちになります。

② 多様な公共的サービスが提供できる豊かなまち

これまで行政は、公共サービスの多くの部分を市民から任されてきましたが、地域課題や市民ニーズが一層複雑化・多様化する中で、行政が単独で提供できるサービスには限界があります。市民や団体、事業者などといった特定分野に詳しい民間の活力やノウハウを活かすことによって、より充実したサービスが提供できる豊かなまちになります。

③ 地域の特性に合わせた個性が輝くまち

地域の課題は、そこで暮らす市民が最もよく知っています。地域住民が積極的にまちづくりに参画し、明るく住みやすいまちを作ることで、画一的な手法ではない、地域の実情に合わせた個性が輝くまちになります。

④ 市民同士のつながりで支え合う温かいまち

人と人同士のつながりは、より良い地域や暮らしを作る原動力となります。日々の挨拶や声かけなど、近隣のつながりの大切さを皆が認識し、共有することで、地域の連帯感を高め、災害時や地域で困ったことが起きた際にも、互いに助け、支え合うことのできる温かいまちになります。

⑤ 一人ひとりの能力が発揮できる元気なまち

一人ひとりの市民が、それぞれ培った知識や経験、能力を発揮してまちづくりに参画することで、まち全体が活気にあふれ、人と人の交流が盛んになります。また、個々の自己実現が図れることで、あらゆる世代が生きがいを実感できる元気なまちになります。

⑥ 子どもたちがこれからも愛着を持ち誇れるまち

地域の核となる学校園を中心として、地域の多様な主体が連携・交流しながら、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を支えることによって、未来の藤井寺市を担う子どもたちが、元気にたくましくいきいきと育ち、このまちに愛着と誇りを持ち、住み続けたいと思える輝くまちになります。

協働の基本原則(ルール)

協働はそれ自体が目的ではなく、力を合わせて共通の目的を達成するための手法です。協働を円滑に進める際には、次の基本原則を尊重し、主体的に活動することが必要です。

協働を進めるための基本原則

① 「対等の立場」

協働する主体同士は対等なパートナーです。協働に上下関係はありません。お互いの長所が活かせるよう、対話と合意によって責任と役割を分担します。

② 「自主性の尊重」

協働する主体同士はお互いの自主性を尊重し、互いに依存せず、自立して活動します。

③ 「目的・プロセスの共有」

協働して取り組もうとする課題や目的を明確にし、互いに共通した認識を持ちます。

④ 「相互の理解」

協働する主体同士はそれぞれの立場や長所・短所など互いの特質を尊重し、違いを認め合い、理解します。

⑤ 「情報の公開・共有」

協働の内容や評価等の情報を公開し、共有し、誰もが参画しやすい環境を作ります。

協働のまちづくりの推進に向けて

(1) 協働を進めるために期待される役割

協働を進めるために、まちづくりに関わる人や組織など、協働の担い手となる多様な主体に期待される役割を示します。

①市民に期待される役割

- ・地域住民の一人として、地域社会に関心を持ち、自治会活動や市民活動への理解と連携を深め、これらの活動に積極的に参画すること。
- ・市政に関する情報を得て、様々な機会を通じ、市政やまちづくりに参画すること。

②地区自治会に期待される役割

- ・地域の課題に対して、地域でできることを考え、連携し解決していくこと。
- ・地域で暮らす住民同士の交流や連携を深め、住みよい地域を作る地域コミュニティ活動に取り組むこと。

③事業者期待される役割

- ・地域社会の一員であることの認識を持ち、まちづくりに参画すること。
- ・地域の多様な主体と連携し、自らが有する資源やノウハウを有効活用することによって、地域課題の解決に向けた取り組みや提案等を積極的に行うこと。

④市民活動団体や社会福祉法人など非営利活動団体（NPO）に期待される役割

- ・公益的な活動へ積極的に参画すること。
- ・地域や他の団体との交流や連携に努め、互いの理解を深めて信頼関係を築いていくこと。
- ・さまざまな世代や立場の人が参加できるよう、開かれた団体運営と、市民の自己実現や社会参画のきっかけを提供すること。

⑤学校園に期待される役割

- ・地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校園を目指すこと。
- ・多様な主体とネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し地域全体で学びを展開していく、子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制を構築すること。
- ・学校を核とした協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、持続可能なまちづくりの基盤構築を推進すること。

(2) 市の役割と主要な取り組み

このまちに関わる様々な人や組織がまちづくりの担い手として協働を進めるために、市は次の取り組みを進めます。

①市民公益活動の支援・促進

- ・ 公益的な活動の情報発信を支援していきます。
- ・ 新たに活動を始める人の育成や支援に取り組みます。
- ・ 既存の活動の活性化と自立化を支援していきます。

②多様な主体との連携

- ・ 各主体をつなぎ、協働事業をコーディネートしていきます。
- ・ 中間支援（つなぎ役）の機能を強化していきます。
- ・ 中間支援できる人材や組織の発掘、育成を図ります。

③市民参画の推進

- ・ 市民の声を市政に反映していくための仕組みの機能強化に取り組みます。
- ・ 意見反映したことを“見える化”して発信していきます。

④協働意識の醸成

- ・ 職員研修や協働に関する啓発、情報発信により、市民・職員それぞれの協働意識の醸成に努めます。

⑤積極的な情報発信と共有

- ・ 行政情報やまちづくりに関する情報を市民にわかりやすく発信、共有していきます。

【用語集】

参画

事業や政策の計画について、実行段階からでなく計画の段階から加わることを指します。

持続可能なまち

人と人がつながりあい、人とまちが成長し続ける、活気と魅力あるまちのことを指します。

市民活動団体

地域課題や社会的課題に対して、市民が自主的に、営利を目的とせず、継続的に公益的な活動を行っている団体のことを指します。

市民公益活動団体

市民活動団体のうち、特に公共性・公益性の高い活動を行っている団体のことを指します。

脱炭素社会（カーボンニュートラル）

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組み。日本では、年間12億トンを超える温室効果ガスを排出しており、政府は2050年までの実質ゼロを目指すことを宣言しています。脱炭素社会への挑戦が、産業構造や経済社会の変革をもたらす社会全体の大きな成長につながるとしています。

地区自治会

藤井寺市内では45のいわゆる自治会組織がありますが、「地区」や「町会」、「町内会」、「自治連合会」など様々な呼称があるため、それを総称して「地区自治会」との名称を使用しています。

中間支援

地区自治会などの地縁型組織やテーマ型組織やなどが行う市民公益活動を支援するとともに、多様な主体のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う機能のこと。

NPO

Nonprofit organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織をNPO法人といいます。自治会やボランティア団体、一般社団法人、社会福祉法人などもNPOに含まれます。

資料編

協働のまちづくりの更なる推進に向けて（諮問）【写】	1
藤井寺市市民協働推進委員会規則	2
藤井寺市市民協働推進委員会名簿	3
藤井寺協働のまちづくり基本指針 改定に向けた検討経過	4
協働に関する市職員アンケート調査結果	5

【写】

藤市協第291号
令和2年3月26日

藤井寺市市民協働推進委員会
委員長 石田 易司 様

藤井寺市長 岡田 一樹

協働のまちづくりの更なる推進に向けて（諮問）

藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針を改定するにあたり、藤井寺市市民協働推進委員会規則第2条に基づき、貴委員会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市では平成26年3月に策定した「協働のまちづくり」基本指針に基づき、協働の推進に向けた環境整備を行うとともに、様々な施策において市民との協働を進めてきました。

しかしながら、この間、少子高齢化と人口減少社会の到来など社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題も複雑さを増しており、本市の魅力を高め、持続可能なまちの発展に向け課題解決を図っていくためには、まちづくりの重要な手法である協働をより一層推進していく必要があります。

このようなことから、「第5次総合計画後期基本計画」の将来像である「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の実現をめざし、藤井寺の輝く未来を市民の皆様と一緒に作り上げていくためにも、改めて協働の基本的な考え方や方向性等について、貴委員会に意見を求めるものです。

改正

平成 26 年 3 月 31 日規則第 25 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 14 号

藤井寺市市民協働推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 42 年藤井寺市条例第 19 号)第3条の規定に基づき、藤井寺市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 市民協働の基本指針に関する事項
- (2) 市民協働の推進施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動団体等関係者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部協働人権課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 25 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

藤井寺市市民協働推進委員会名簿

(任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日)

	氏名	規則第3条による区分	所属
1	石田 易司 (いしだ やすのり)	第1号 学識経験を有する者	桃山学院大学名誉教授
2	上田 裕彦 (うえだ ひろひこ)	第2号 市民活動団体等関係者	藤井寺市区長会
3	植村 智子 (うえむら ともこ)	第2号 市民活動団体等関係者	グループみらい もやもや座談会
4	中辻 智子 (なかつじ ともこ)	第2号 市民活動団体等関係者	イベントサークルクローバー
5	津上 玲子 (つがみ れいこ)	第2号 市民活動団体等関係者	春日丘いぬ・ねこ会
6	足立 義幸 (あだち よしゆき)	第2号 市民活動団体等関係者	藤井寺市国際交流協会
7	遠藤 寿浩 (えんどう かずひろ)	第4号 その他	藤井寺駅前郵便局
8	前原 由幸 (まえはら よしゆき)	第4号 その他	社会福祉協議会事務局長
9	森 千歳 (もり ちとせ)	第3号 市民	公募市民
10	堂脇 友美 (どうわき ともみ)	第3号 市民	公募市民

藤井寺協働のまちづくり基本指針 改定に向けた検討経過

時期	内容	
令和元年 7月31日	市民協働推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取り組み状況と今後の方向性について
令和2年2月	市職員の協働意識調査	実施期間：2/12～2/25
令和2年 3月3日	市民協働推進本部	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくりに向けた取組状況について 基本指針の改定について
令和2年 3月26日	藤井寺市長より諮問	
令和2年 3月26日	市民協働推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「協働のまちづくり基本指針」の改定に向けてのスケジュール これまでの取り組み状況と今後の方向性について 「協働」の共通理解を図るための意見交換
令和2年 10月26日	市民協働推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「協働のまちづくり基本指針」の改定に向けてのスケジュール ※新型コロナウイルス感染症の影響によるスケジュールの見直しを行った 「市民や行政など多様な主体の理想的な役割について」意見交換
令和3年 1月27日	市民協働推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「協働のまちづくり基本指針」基本目標の設定について 「具体的な協働の取組について」意見交換
令和3年 3月16日	市民協働推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針（改定案）について
令和3年 6月10日	市民協働推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針（改定案）②について

協働に関する市職員アンケート調査結果

(1) 調査の概要

1. 目的

本調査（アンケート）は、市全体として協働のまちづくりに取り組む上で、協働に対する職員の理解や協働を進めるにあたっての課題を把握することを目的としている。

2. 調査期間

令和2年2月12日（水）～令和2年2月25日（火）

3. 調査対象者

藤井寺市職員（保育士、幼稚園教諭、医師、看護師、嘱託員、臨時職員を除く） 408人

4. 調査方法

電子媒体で送付・回答

5. 回収結果

回収数：223人 回収率：54.7%

(2) 調査の結果

<属性>

回答者職名	人数	回答率
無回答	2	1%
課長級以上	32	14%
課長代理級	37	17%
チーフ・主査	49	22%
副主査以下	103	46%

<設問>

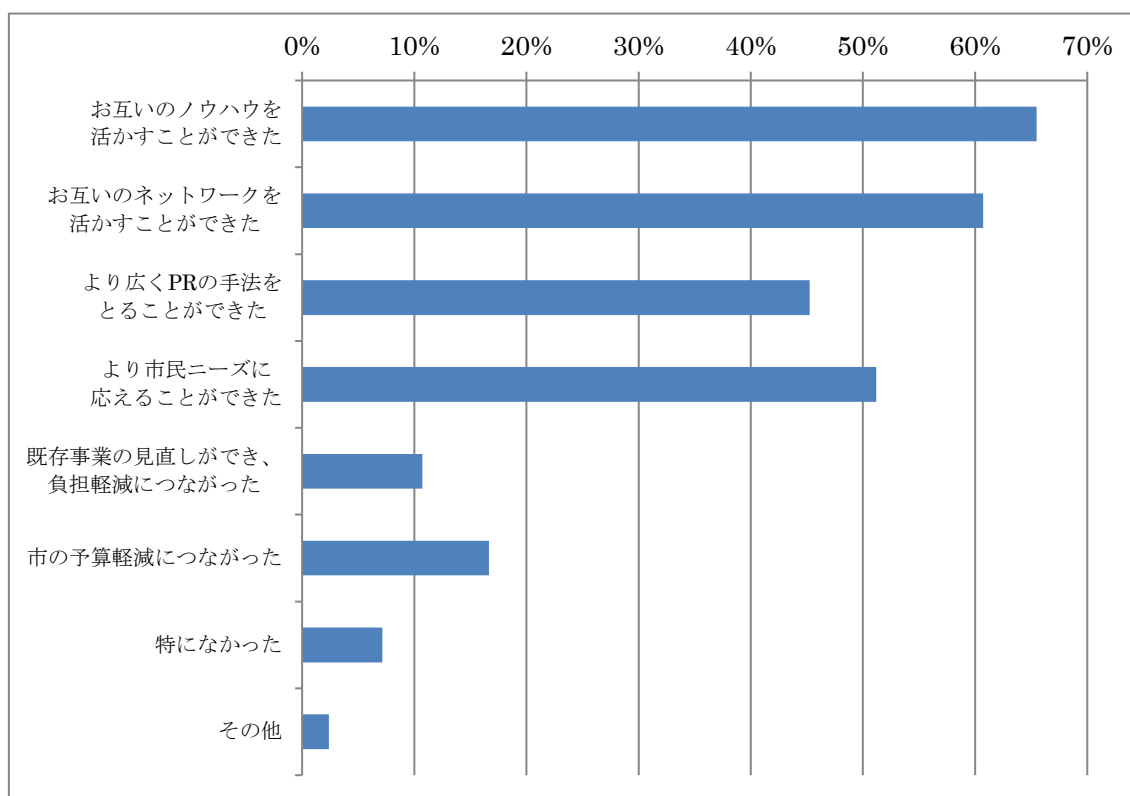
Q1. あなたは「協働」について理解していますか。	人数	回答率
十分理解している	8	4%
ほぼ理解している	108	48%
あまり理解していない	103	46%
理解していない	4	2%

Q2. あなたは入庁から今までに市民活動団体等と協働したことはありますか。	人数	回答率
ある	84	38%
ない	114	51%
わからない	25	11%

※Q2で「1. ある」を選択した人のみお答えください。 Q2-1. 協働してどのような効果・成果がありましたか。該当するすべての項目にチェックをいれてください。	人数	回答率
お互いのノウハウを活かすことができた	55	65%
お互いのネットワークを活かすことができた	51	61%
より広くPRの手法をとることができた	38	45%
より市民ニーズに応えることができた	43	51%
既存事業の見直しができ、負担軽減につながった	9	11%
市の予算軽減につながった	14	17%
特になかった	6	7%
その他	2	2%

【その他意見】

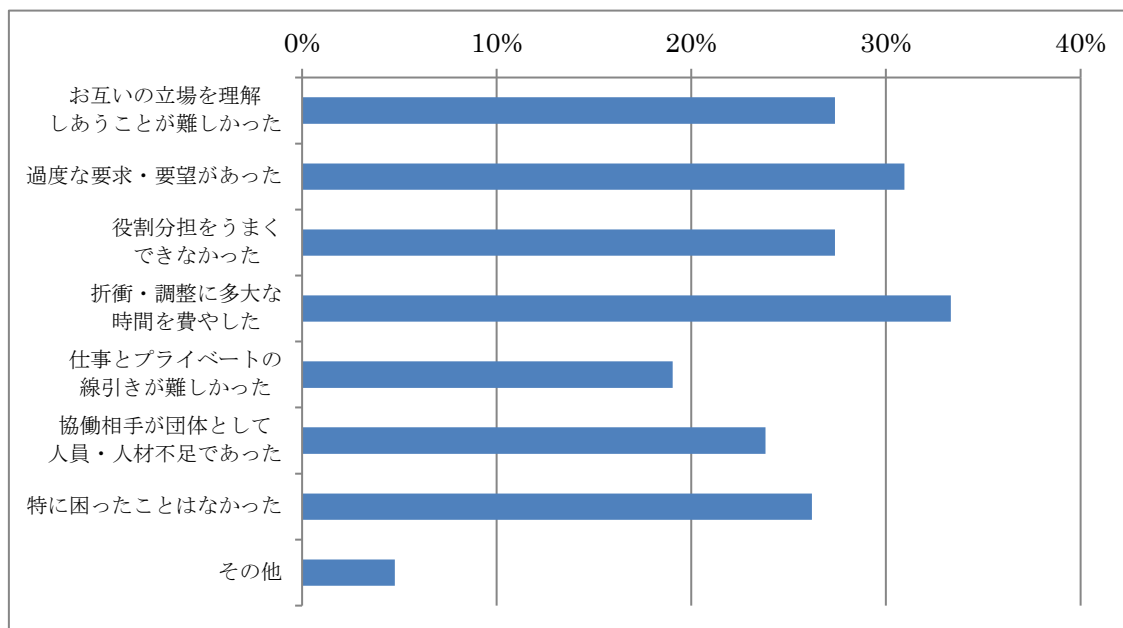
- ・市民からの要求が実現した。
- ・市の事業を理解してもらえ、味方になってもらえる心強さがある。



※Q2で「1. ある」を選択した人のみお答えください。 Q2-2. 協働を進めるうえで、困ったことはありましたか。該当するすべての項目にチェックをいれてください。		
	人数	回答率
お互いの立場を理解しあうことが難しかった	23	27%
過度な要求・要望があった	26	31%
役割分担をうまくできなかった	23	27%
折衝・調整に多大な時間を費やした	28	33%
仕事とプライベートの線引きが難しかった	16	19%
協働相手が団体として人員・人材不足であった	20	24%
特に困ったことはなかった	22	26%
その他	4	5%

【その他意見】

- ・突発的に団体の備品類が故障した場合などに、事業の継続が困難になる場合がある。
- ・協働が「市民団体のお世話を市職員で行う」になりがちなのが課題。



Q3. 協働のまちづくりを推進する施策について、どの程度知っていますか。	人数	回答率
【協働のまちづくり基本指針】		
無回答	9	4%
知っている	61	27%
名前は知っているが何をしているか知らない	108	48%
知らない	45	20%
【市民活動相談会】		
無回答	8	4%
知っている	32	14%
名前は知っているが何をしているか知らない	75	34%
知らない	108	48%
【シルミルれぽ〜と】		
無回答	8	4%
知っている	55	25%

名前は知っているが何をしているか知らない	59	26%
知らない	101	45%
【シルミルいんふお】		
無回答	8	4%
知っている	55	25%
名前は知っているが何をしているか知らない	64	29%
知らない	96	43%
【市民活動マガジン HITOTSUNAGI】		
無回答	7	3%
知っている	61	27%
名前は知っているが何をしているか知らない	55	25%
知らない	100	45%
【職員研修】		
無回答	8	4%
知っている	155	70%
名前は知っているが 何をしているか知らない	45	20%
知らない	15	7%
【協働通信】		
無回答	9	4%
知っている	61	27%
名前は知っているが何をしているか知らない	83	37%
知らない	70	31%

Q4. あなたが市民活動団体等と協働するうえで、どんなサポートがあれば嬉しいですか。該当する項目にチェックを入れてください(3つまで)。	人数	回答率
市民活動団体等の活動内容などの情報を教えてもらえる	119	53%
市民活動団体等とつないでもらえる	111	50%
市民活動団体等との関係性の築き方のアドバイスをもらえる	88	39%
「協働」とはどのようなものか学べる	59	26%
市民活動団体等の運営維持が難しい時に自立化に向けて相談できる場所がある	47	21%
特にない	30	13%
その他	1	0%

